



**運転免許自主返納制度**

高齢や持病、また交通事故などをきっかけに運転免許証の自主返納をされる方が増えています。運転に不安を感じたり、運転をしなくなったら、免許の返納について一度じっくりと検討してみたいかがありませんか？

ご本人の申請により、免許を返納する(取り消す)ことができます。その際に「運転経歴証明書」の交付申請(手数料

千円)がで、公的な身分証明書として使ったり、さまざまなサービスも受けられます。

この運転免許証自主返納の申請は、免許センターや警察署だけでなく、交番・駐在所でも申請は可能です。

また、何らかの事情で本人が申請できない場合は、三親等以内の親族や介護職員等の代理人による申請も可能です。ただし、代理人による免許返納受付は、各警察署(の庁舎を除く)と免許センターのみで、交番・駐在所では受け付けられません。

詳しくは交通課までお気軽にお問い合わせください。  
(高齢者アドバイザー・岡崎由美 ☎55-0110)

**架空料金請求詐欺にご注意**

全国的に電子マネーで支払いを求める架空料金請求詐欺が多発しています。

その手口の一例に、パソコン等を閲覧中に大音量の警告音が鳴り、「ウイルスに感染しました」「電源を切るとプログラムが損傷する」という偽の警告画面が現れ、利用者の不安をあおり、記載の連絡先に連絡させ、実際にサポート作業をするように見せかけて、ソフトの購入費用やウイルス駆除の費用を名目とした代金を請求する手口があります。ほかに「高額当選」や「料金未納」等と

いうメールが届き、登録料や退会手数料等の請求をされる手口も発生しています。

「パソコンを強制終了する」「パソコン等をインターネットから切り離す」「連絡をしない」「相手に自分の個人情報をお教え下さい」「誰かに指示されて電子マネーを購入しない」等の対策をしましょう。

不審な電話や訪問、身に覚えのないメール等で不安を感じても相手にせず、警察や家族等にすぐに相談するようにしましょう。

(香南地区地域安全協議会地域安全アドバイザー・長田麻紀 ☎55-0110)

**市のうごき** (R3.4.30現在) ( )は昨年同月対比

- 人口/33,106人 (男/16,052人 女/17,054人)
  - 世帯/15,186戸
  - 出生/28人 ■死亡/43人
  - 転入/197人 ■転出/169人
  - 対前月人口比/13人増
- 4月の火災・救急出動件数
- 火災 0件 [1件減]
  - 救急 128件 [16件減]

抜けるような青空のもと、4月19、20日の2日間、聖火が高知に到着し県下175名のランナーが聖火を繋ぎました。光栄な事に私も20日に聖火ランナーとして室戸コースを走らせていただきました。



思った瞬間のあの感動は今も忘れません。1964年の東京オリンピックを知らない私。東京開催は人生最初で最後かも知れない。そう思うと胸が躍り、絶対に見に行くと心で決めていました。

**感謝と感動の聖火リレー**

自営業の我が家。従業員はいません。夫の怪我や今後の生活。先の見えない不安ばかりでした。そんな弱気になる心を強く保てたのは周囲の方々の支えでした。現在夫は、元気で仕事も今まで通り。今の私たちがいるのは皆、さまに支えられているからこそ！

そんな気持ちから、聖火ランナーとして走る事で感謝を送りたい。地域を盛り上げて恩返しをしたいとの思いがありました。応援には日頃より一緒に活動している香南市商工会女性部メンバーも駆けつけてくれました。皆さんから沢山の勇気をもらいました。繋げたのは聖火だけではないと感じています。

今は一人でも多くの方に手をを見て欲しい！そんな思いからこども食堂や小学校へトーチを持参しています。オリンピックを身近に感じ夢や希望を持ってくれたら嬉しい。それが、私が聖火ランナーに選ばれた意味なのかな。

※香南市にゆかりのある方に「コラム」を書いてもらっコーナーです。

**飼い猫の場合**

**やっぱり室内が安全!**

外は猫にとって、交通事故等の危険がたくさんあります。また、ゴミあさり等近所トラブルの原因になることもあります。

猫にとって快適な環境を整えば、猫は室内でも暮らせます。猫のためにも、室内で飼いましょう。

**不妊手術で命を大切に!**

猫は1回の交尾でほぼ確実に妊娠し4~8匹の子猫を産みますが、すべての子猫を飼うのも、飼い主を探すのも限界があります。

飼育環境にあわせて、飼い猫の妊娠を望まない場合には不妊手術を受けさせましょう。

**メス猫不妊手術への補助金**

- 飼い猫:3,000円/匹
- 飼い主のいない猫:5,000円/匹
- 集中的不妊手術枠対象猫:5,000円/匹 ※すべて税込み

**飼えない数は飼わないで!**

猫を飼うことは、猫の一生に責任を持ち、最後まで面倒を見ることが大切です。責任を持って世話ができるかどうかまず考え、無理なく飼える数だけ飼いましょう。

**飼い犬の場合**

**登録と狂犬病注射、忘れないで!**

狂犬病予防法により、飼い主は生涯に一度の犬の登録と、年に一度の狂犬病予防注射が義務づけられています。必ず忘れないようにしましょう。

**ちゃんとつないでおいて!**

犬をつなぐに飼ったり、散歩したりすると、他の人の迷惑になることがあります。犬はリード等でつないで散歩しましょう。また、家にいるときも犬が逃げないようにしましょう。

**「フン、知らない」はダメ!**

言うまでもなく、犬のフンの放置は周囲の生活環境によくありません。散歩をするときは、フンを始末する道具を必ず持ち、飼い犬のフンをきれいに片付けましょう。

僕たちはご主人さまが大好きフン。だから、ずっと大事にお世話してね!

僕たちをちゃんと飼ってほしいニャン!!



犬や猫についての相談が多く寄せられています。愛犬や愛猫のためにも、ルールを守って飼いましょう。

**お願い、捨てないで...** 犬や猫を捨てることは法律で禁止されており、違反すると100万円以下の罰金が科せられます。また、捨てられた動物は交通事故等の不幸な死を迎えるか、周囲の皆さんに迷惑をかけてしまいます。愛犬や愛猫は、一度飼ったらどんなことがあっても、最後まで飼ってあげてください。どうしても飼えなくなったら、新たな飼い主を見つけるように努めてください。

環境対策課 ☎57-8508

